

「八坂下庄若宮八幡御帳」と八坂下莊

はじめに

「八坂下庄若宮八幡御帳」（以下「若宮八幡御帳」と呼ぶこととする）は大分県杵築市の生地に伝来した「生地文書」中に含まれる中世の八坂下莊若宮の祭礼記録である。「生地文書」は、すでに『大分縣史料』⁽¹⁾に翻刻紹介されているが、なぜかこの記録はこれに所載されなかつた。また、その後、渡辺澄夫氏が編纂された『豊後國莊園公領史料集成』八坂莊の項においてもこの記録は採られることはなかつた。そこでここではこの未紹介文書を紹介し、その史料的価値を明らかにするとともに、そこから見えてくる八坂下莊について若干の考察を加えてみたい。

牛 飯 沼 山 一 賢 司

八坂下莊

若宮八幡御帳

（横帳）

今年八十歳二面

書之

廿六代目生地加賀守	天正九 己 神無月 日
-----------	----------------------

矢射馬的立几次第

九番	一番	預所
神主	二番	惣檢校
十番	大宮司	三番
		穢吉
		四番
		清松
	五番	守末
	六番	重安
	七番	出原
	八番	歲田

生地前加賀入道
八十歳自筆

天正九年己酉十月廿一日 神鏡(花押)

一、當社若宮殿卯酉替物事
一、檀引之絹
一、弓袋
一、笠袋
一、射手直垂
一、籠手

右、五鑛者預所之役

一、檀之手繩布貳 船津納之、
一、御神御座真薦五枚番長懃之

八坂下庄若宮殿宮帳條々

一、從本社中村、木田次郎丸名之内鷹山三御遷宮者、
後醍醐院
仁王九十五代嘉曆元年辰十一月九日夜剋也、仍彼社禮修理田者、藥師

丸名之内荒木壹町、以得分物令造營也、猶不足之間、諸方ヲ令勸進訖、

一、當社上棟者、仁王九十六代光嚴院^{モニ}暦応四年辛巳八月廿五日、遷宮者右之王代康永元年壬午二月十一日卯也、

一、神宮司号護保寺、造營者、以料田并大小祭祀浮免令造營畢、仍時沙汰人四郎丸入道明蓮・預所代賀阿弥陀仏・木節任阿弥并大宮司神主田所正忠等寄合跡分、致合力令造進畢、上棟者、右王代康永三年甲申二月十二日也、本尊弥勒佛者、為領家出羽前司顯宣公御別願、致造立畢、

十月廿五日放生會之次第

一、夜殿夜 於御神前庭上^{五番地}御神樂 預所 大宮司 神主 下司 藥丸 相勸之
於同庭在相撲并相手次第

一番 清松	二番 次郎丸	三番 紀四郎	四番 石童	五番 蔵田	六番 四郎丸	七番 八代	八番 濱成宗
釘丸	四郎丸	釘丸	濱末正	太郎丸	四郎丸	國貞	貞末

〔木脱カ〕

九番 平吉	十番 平松	已上
〔木脱カ〕	片野濱	

御行幸会時^{カヨチヤウ}昇輿^ト丁次第

御躰ヲ持御輿前参

執行 末守 龍童 船津 西屋敷 恒任	番長鞍懸 ^ヲ
御社之外廻御神上 胡馬次第	貞末 已上八人

可守
已上次第也、

一番 預所	二番 大宮司	三番 下司	四番 神主	五番 守末
-------	--------	-------	-------	-------

同役先立 シテンカク

木付寺ト云 木付樂寺次第

長福寺ト云

下村
見上寺

中野
石田寺

赤松寺ト云

岩津、今者蜜傳寺
願成寺

最勝寺
岩津尾寺并以上七ヶ寺

右七ヶ寺者、忝茂延喜御代時、空也上人以御発願、下庄百町之内被御造立畢、

矢射馬射手名々當所次第

辛王癸

次神主

次八代

末弘

次大宮司

甲丙

次下司

乙丙

次秋吉

己

次歲田

庚

次清松

戊

次出原

己

次平松

庚

内生桑

馬場見馬之次第、同馬者
一之命姉乘馬也

一番預所 二番大宮司 三番下司

已上三度射手之供可為一年替、為被着祝師小袖ヲ被着射手也、

矢射馬時的立ル次第

一番預所 二番大宮司 三番下司

已上三度射手之供可為一年替、為被着祝師小袖ヲ被着射手也、

一、預所棧敷者

次郎丸

安住寺

重安

六郎丸

法師丸

安住寺

給之濱

已上十人所役

濱百姓

安住寺

成宗

末正

土屋根

太郎丸

安住寺

已上十人所役

舞殿三間

祝師所役

二、御興屋三間在浮殿

番長与延道屋敷相論候間

、所役依不分明

、康永三年甲申十月廿四日、於神前

被取圖之處可為番長之所役、

三、拜殿三間、預所役、上芒月者宮司役、

四、大宮司棧敷者、自役、

五、惣檢校棧敷歲田村、今者下司作之

六、神主棧敷、木田村并木付村

七、守末 德一 法師丸 紀四郎 乙王 四郎丸 六郎丸 土屋根 已上八人之所役、

大祭之次第

十月廿五日者米四石七斗

霜月初卯

米三石仁斗

二月初卯ハ申ノ日さかひらき

一、酒開之次第

上官の方へ試に吉酒一瓶子、肴二豆腐をそへて出へし、下官よりしんたいに依人数可出酒也、

同十九日

一、家見役之分

大瓶四之内吉酒三・濁酒一出ス、饗膳之事、大宮司・物検校・神主ハ仁升もりニ八蓋(マト)、番長・祝師ハ仁升もり、たごミそうつに米仁升加小豆ヲ、

神人之分

守末・清松・石童・執行者乙升もりに、かくさいハ六蓋、今ハ三蓋、残之神人ハ乙升もりについかさね、さいハ五蓋、今ハ三蓋、

一、いゑのこハ乙升五合もりにかく六蓋也、

一、とのもの者之分、大くうし八人・惣檢校八人、吉酒仁升・濁酒八升・饗八せん宛・さい三蓋、神ぬし十人・祝師番長四人宛、皆先の半分なり、たごミそうつに米仁升米三斗入歟、

廿一日

一、樂庭之役次第

大瓶二之内吉一・にこり一、饗十四膳、乙升もりに五蓋加所司ヲ、

廿二日

一、祓役次第

大瓶一・白酒又御供之ちり三升出ス、饗膳ハ乙升もりに、さいハ三蓋、上官之分、下官ハ五合もりに、さい三蓋也、蓋□□ハ近年とゝめ候、たごミそうつに米仁升、

廿四日

一、夜殿夜役次第

預所・大宮司・神主・下司毎事・濁酒一升、白酒八升、折敷餅九つみ三枚宛、三種肴に物あり、庭之日も同前、但庭ノ日

折敷餅ハナシ、

一、預所棧敷二者

庭ノ日、小豆粉餅百、瓶子一双、にこり酒八升、

一、濱之役次第

乙升五合もり、一膳ハはま専道

乙升もり八せん、三種さい皆すゑ付、白米三入歟、

一、山入之事トハ榊迎之事也、

清酒一瓶子、米仁升にて饗膳すへし、ほしさしに清酒一瓶子、はけ上にも清酒一へいし、祝師・執行・番長・所司、

廿三日

一、道作之次第 清酒一、白酒一おり、もち

廿五日

一、うき殿役、壹石仁斗、吉大瓶一、折敷餅一枚宛ハ上官中、〔拂力〕同捶一、

一、御神前、瓶子一双、折敷餅四枚、又折敷餅十二せんハ下官ニ引之、大瓶四之内神人ニニ・樂衆ニニ、

一、庭之日次第

御供清酒乙斗八升、御供餅百、飯御供六膳三升もり、脇殿御供二膳三升もり、からん一膳仁升もり、□□一膳仁升もり、□□

□犬二膳乙升もり、善神王殿二膳乙升もり、弥勒仏供一膳乙升もり、

一、神宮司之分、

饗膳一せん仁升 坊主、乙升もり二せんハともの分、清酒五升、白さけ三升、

一、應安六年癸丑十月吉日

四節丸名主

花阿在判

清松・恵弘巳下

唯阿在判

平松名主

沙弥良儀在判

預所左衛門尉久景在判

生地入道沙弥正忠在判

一、十月廿六日

本宮殿御祭之事、

御供六せん仁升もり、餅七十二まい、魯ひすからん飯六升、清酒乙斗、神人大瓶二、樂衆一何も八升、上官五人ハ乙升もり、
さい六盞、祝師番長ハ五種なり、

一、右當社往古之宮帳餘候之間、令書写候之訖、聊相替間數候、仍若宮殿龜鏡之帳如件、

天正九年辛巳十月廿一日書写之

□□□目生地前加賀守

□□歳 自筆

沙弥神鏡(花押)

一、若宮八幡社と八坂下莊

まず、史料の性格や価値を明らかにする前に、若宮と八坂莊、八坂下莊との関係を整理しておこう。宇佐宮弥勒寺領八坂莊は、国東半島の東南の八坂川と高山川の流域に開発された莊園であり、大分県杵築市のほぼ六割以上を領域とする。同莊は本莊(上莊)・新莊・下莊から構成されている。新莊は永保元年(一一〇一八)に、白河天皇の御願によつて造られた宇佐弥勒寺新宝塔院(西宝塔院)に付けられた莊園であり、開発の進行によつて本莊から新莊さらに下莊の順で独立していくと思われる。

宇佐宮弥勒寺は、十一世紀前半に活躍した豊前出身の講師元命が石清水八幡宮の別當を兼帶して以来、石清水八幡宮をその傘下においてきた。ところが、十二世紀はじめには、元命の直系の子孫が途絶し、石清水草創の系譜である別當紀氏の勢力が復興し、弥勒寺領も石清水の紀氏の支配を受けるようになる。鎌倉時代の承久二年(一二二〇)になつて、弥勒寺講師であつた石清水八幡宮の祀官家の大善法寺祐清によつて弥勒寺領の一部に領家職が設置され、領家職が一族に分割されるにいたつた(この点の事情は、中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」『大分県地方史』九〇号 一九八五年、拙稿「權門」としての八幡宮寺の成立―宇佐弥勒寺と石清水八幡宮の関係―」十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』所収 東京堂出版 一九九三年など)。下莊にはこの段階で領家が設置され、本莊・新莊と異なる別相伝として分離・独立したものと推定される。

田中健二氏は、弥勒寺領薩摩国新田宮の領家を検討する中で、八坂下莊の領家職についても言及しており、八坂下莊の領家職は、承久二年(一一二〇)に祐清の妻壇殿女房に譲られ、弘安八年の「豊後国大田文」には、領家八幡檢校法印女子とあり、この女性が祐清の子棟清の息女で、壇殿女房の孫娘にあたる八幡檢校法印女子に相伝されていることを明らかにされた。さら

に、田中氏は八坂下荘の領家発給の文書の袖判の花押を検討され、八坂下庄の領家職は、八幡檢校法印女子が四条家に嫁いだため、女子の子息である藤原頤家に譲られ、頤家から子孫の房高、頤宣へと代々相伝されたことを明らかにされている（田中健二「宇佐宮弥勒寺領薩摩国新田宮の領家について」川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論叢』所収 文献出版 一九八七年）。

さて、下荘の鎮守である若宮は、寛和元年（九八五）に紀兼貞と安宗法師が石清水八幡宮の若宮四所の尊像を豊後国八坂郷柏島（浜田）に遷祠したことに始まり、その後、天喜五年（一〇五七）に生地岳を経て、承安三年（一一七三）には、中村の鬼篠瀬男山に移ったといわれる（紀田家家系写）。さらに、鎌倉時代の末である嘉曆三年（一二二八）十一月に現在の鎮座地である高山川の川岸、「木田次郎丸名」のうちにある愛宕山（鷹山）に遷座した。このことについては、「若宮八幡御帳」にも記載がある。

最初の柏島への石清水八幡宮からの遷祀については、はなはだ疑わしい伝説である。この時期は未だ弥勒寺領は石清水八幡宮領の中に編成されておらず、宇佐の八幡神がこの地に勧請され得しかるべきであり、後に宇佐八幡宮が石清水八幡宮と書き換えられたと考えられる。時期については、これまで明らかにされている豊後国の弥勒寺領の莊園の成立時期がほぼ十世紀末と推定されていることと一致しており、莊園成立とともになう勧請とみてよいだろう。生地岳については、その契機を明らかにできる史料をもち合わせていないが、柏島にしても生地岳にしても、未だ下荘は成立していることは考えがたく、下荘の鎮守ではなく、八坂荘全体の鎮守であったと考えるべきである。

次に中村への遷座についてはどのように考えるべきであろうか。「若宮市芝居原由案記録」によれば、承安三年（一一七三）の中村への遷宮の際には、七日ノ市を大納言藤原伊通卿（一一六六年に太政大臣で死去）に願い出て、国司刑部卿藤原頼輔の立ち会いでこれを許可されたとある。市の地名は中の集落の東の八坂川の岸にあり、最近の河川工事に伴う発掘で、十二世紀後半から一六世紀に至る集落遺跡が発見されている。これは市の伝承とも一致しており、考古学的にもある程度市の成立を窺わせる。この中村の市は、嘉曆元年の木田村への遷座の時は高山川の辺の「モーアライ」（鴨川の五田）に移ったといわれ、ここ

で近代まで若宮の牛馬市が営まれた。中村の市はその原点であった。

文治二年（一一八六）四月十三日の後白河院下文案によれば、藤原頼輔は永暦元年（一一六〇）の国司就任以来、八坂庄以下浦部十五箇荘を押領したとして石清水八幡宮から訴えられ、仁安二年（一一六七）には安堵の院下文が出された（「八坂上・下・新莊史料」四（渡辺澄夫編『豊後國莊園公領史料集成三』所収、以下、『八坂史料』四と略す）。しかし、承安三年の中村への若宮遷宮の伝承は極めて具体的であり、これを信頼すると、当時の豊後国の知行国主の下で国司藤原頼輔が八坂庄の支配に関与していたことを窺わせる。国司がこの段階で下庄だけの鎮守を成立させる理由もなく、八坂荘（当時国衙領となっていたとすれば「郷」と呼ばれたと考えられる）の全体の鎮守として中村に若宮を置いたとみるべきであろう。それでは、嘉暦元年の木田村への遷座によつて下莊若宮が成立したのであろうか。以下その点に注目しながら嘉暦の遷座について考察してみよう。

「若宮八幡御帳」に収められた「八坂下庄若宮殿宮帳條々」によれば、若宮は、嘉暦元年十一月九日の夜に木田村次郎丸名の愛宕山（鷹山）へ移座した。当初若宮は小さな社であったが、次第に整備が進み、若宮の上棟は暦応四年（一三四一）八月十五日、遷宮は康永元年（一三四二）二月十一日とあり、神宮寺の護保寺の上棟は翌々年康永三年（一三四四）の二月十二日で、下莊領家の藤原顯宣が本尊の弥勒菩薩を造立した。

いかなる理由でこの遷宮が行われたのであろうか。「紀田家家系写」や「若宮社由緒抜粹」によれば、遷座した愛宕山の愛宕和漢將軍は木付家初代親重の勧請といわれ、愛宕和漢將軍は親重の靈とみなされていたとある。ここからは、下莊の木付を本拠にした木付氏がこの遷座に深く関与したことを推測させる。しかし、当時の史料には木付氏の遷座の関与を示すものはなく、木付氏の伝承が後から成立した可能性も考えられる。

ところで、先の論文で田中氏は触れていないが、応永五年（一三九八）の「藤原直俊證狀」に、「惣庄領家辨大夫親宣卿」なる人物が見える。以下「同證狀」の関連部分を取り出せば次のようになる（『八坂史料』八五）。

右名田畠等者、惣庄領家辨大夫親宣卿法名玄収、代々相続當知行、無相違地也、而實子なきニよて、木付大炊助入道広輔女

子号安岐女房、養子として惣庄段歩ものこさす、代々公家・武家本證文をあひそえて、ゆつりわたされ畢、

この文書は、八坂下荘の薬丸・秋吉両名に関わる文書で、ここに見える親宣卿は「惣庄領家」「代々相続當知行」とあることから、鎌倉時代末以降、領家職にあった四条家の子孫であると思われる。恐らく顯宣の次の世代の領家であろう。この領家親宣には実子がないことから在地領主である木付氏の女を養子にして「惣庄段歩ものこさす」譲り渡し、石清水の善法寺から四条家に伝えられた領家の支配は、応永五年以前に終わり、木付氏の手に支配権が完全に移つていたと考えられる。

八坂下荘領家の発給の文書も文和二年(一三五三)を最後に見られなくなり(『八坂史料』七四・七五)、それに替わり、応安八年(一三七五)の尼正安遺領配分状(『八坂史料』七八)の奥に据えられた木付広輔の判を初見として、下荘関係の文書の奥や袖に木付氏が安堵等の判を据える様式が出現してくるのである。これは領家の権限が十四世紀の後半には木付氏に移つたことを示している。

木付氏は、大友家の二代親秀の六男親重を祖とする一族である。親秀の子孫である戸次氏や大神氏なども日出から杵築の一帯に所領をもつており、この辺りは大友親秀の子孫が蟠居した。木付氏は、八坂下荘の高山川下流部の木付という小さな地区の名を名字としており、親秀の子息としては大きな所領をもたなかつたが、鎌倉末から勢力をもち、南北朝内乱を通じて、八坂下荘の莊務権を領家から譲られ、下荘全体にわたる支配権を獲得したと考えられる。

若宮の中村から木田村への移座は、木付氏の本拠地への移動であり、先述の木付氏の八坂下荘への支配権の確保と深く関係していたと推測される。しかし、木付氏がこの遷宮に直接関与したという、確実な史料は見い出せない。結果として木付氏の下荘の支配と連動しているとしても、直接の原因はそれだけではないと考えられる。それでは若宮はこの移座によつて八坂下荘の鎮守になつたのかということが気にかかる。

現在、本庄地区の鎮守は宮原にある阿蘇社である。阿蘇社の勧請は弘安六年(一二八三)とされるが、この阿蘇社成立以前の

八坂本莊(上莊)は鎮守は存在しなかつたのであらうか。現在残つてゐる八坂莊関係史料からは明確にされない。ただし、生桑寺に所蔵される大般若經の紙背文書に次のようない史資料がある(『八坂史料』四〇)。

〔くん大しん、ことには、めせにかうちほんくわん 〕^(庄若宮) しやうわかみや・せんしんわう、そうして、日 〔 〕 六十よしうの大小しんき・ミやうたうの御は 〔 〕、あさなめせ女か身の八萬四千のけのあな 〔 〕 に、まかりかぶるへく候、仍爲後日状、如件、

元徳三年十二月廿三日 あさなめせ(花押)

生桑寺は中世では八坂本(上)莊に入り、上莊地頭八坂氏ゆかりの寺であつた。この紙背文書も鎌倉時代の八坂氏の活動を知る重要な史料であるが、起請文の書かれた元徳三年(一三三一)は嘉曆元年(一三二六)の遷座の後のことであり、「〔 〕 しやうわかみや・せんしんのう」の 〔 〕 の中はそのスペースから「やさか」と考えられ、木田村への若宮の遷座の後も若宮は八坂莊全体の鎮守としての機能をもちつづけていたと考えられる。

しかし、南北朝の内乱の過程で、木付氏が領主的発展を遂げ、京都の領家が消滅し、領家から支配権を完全に掌握することになるべく、若宮は八坂莊全体の鎮守としての機能を失い、下莊の鎮守へ変身したと考えられるのである。

二、「若宮八幡御帳」の性格

先にも述べたように、なぜかこの文書だけが『大分縣史料』^[10]の「生地文書」には収載されなかつたのである。そこには、この記録の複雑な性格が関係していると考えられるが、ここでは史料的価値を明らかにする作業を進める」ととする。

作者について

「若宮八幡御帳」の外題に次のように書かれている。

廿六代目生地加賀守 書之

天正九年 辛巳 神無月 日 神鏡(花押)

とあるので、この御帳は、天正九年（一五八一）十月のに生地加賀守神鏡が書写したことがわかる。生地家に伝來した「生地家系図」によれば、二十六代目を調べると宴続であるが、官途は、中務丞であり符合しない（『大分縣史料』¹⁰）。次に官途が加賀守の人物を調べると宴続の父にあたる二十五代神主生地加賀守諸宴がいる。ちなみに諸宴の法名は神鏡であり、花押を据えている人物であることは確実であろう。諸宴は、すでに永禄十一年の段階で「生地前加賀守沙弥神鏡」を名乗っており、これ以前に出家していたことが知られる。しかし、「若宮八幡御帳」の末尾（①）と途中（②）に外題と類似した文言がある。

①

□□□目生地前加賀守

□□歳 自筆

沙弥神鏡(花押)

②

生地前加賀入道 八十歳自筆

天正九年 辛巳 十月廿一日 神鏡(花押)

この著名の部分では、「前加賀守」とあるので「前」の字が脱字であるとみて間違いない。「若宮八幡御帳」の作者は生地諸宴（沙弥神鏡）が八〇歳のときに書写したものであると考えて問題ないだろう。

さて、生地諸宴（神鏡）とはいかかる人物であろうか。神鏡は、永禄五年（一五六二）に焼失した生地氏の菩提寺朝日寺を天正

二年（一五七四）に再建を行なつた人物である。生地にある朝日寺は現在は無住の荒れ果てた寺となつてゐるが、境内には、今も神鏡の再建の碑が建つております、そこには次のような銘文が刻まれてゐる（『八坂史料』一二八）。

當寺再建立、廿六代之生地前加賀守紀「神鏡、天正二年甲戌七月十五日謹書之、七三歳、

これによれば、この碑は神鏡自身が造立したもので、「若宮八幡御帳」と同じく、神鏡を「廿六代目」と認識していたことは間違いない。いか正しくないかは別にして本人は廿六代目と認識していたことは間違いない。

神鏡は若宮の神主、当時の史料では「神司」と書かれる職を勤めており、子息と思われる紀宴續に神主職を譲つた後も、杵築若宮や朝日寺の修理や再建に精力的に活動した人物である。永禄四年（一五六一）や永禄十一年（一五六八）や天正四年（一五七六）の若宮の修造の際の棟札の筆者としてその名前が見えてゐる。「若宮八幡御帳」の書写作成は神鏡八十歳のときの仕事であり、これがかれの人生最後の大仕事でもあつたと思われる。

「若宮八幡御帳」と「八坂下庄若宮殿宮帳條々」

「若宮八幡御帳」の内容は一見して、若宮八幡の祭礼に關わる史料であるが、全体として一貫性のある記録とは到底思えない。例えば、外題の次の頁に「相撲相手之次第」、「矢射馬的立ル次第」とあり、その後に「天正九年の神鏡（花押）」というように書写されているが、この二つの祭礼が一体何であるか説明がされていない。この部分は、後に出てくる「於同庭在相撲相手次第」および「矢射馬射手名々當所次第」と若干異なる部分もあるがほぼ同じ内容であるので、同じ祭礼に關する異なる記録となることになるのだろうか。

「一、當社若宮領卯酉替物事」以下五ヶ条も、前後の関係との関連性がわからない。「矢射馬」の時の道具のようにも思われるが、なぜここに独立して入つてゐるのか不明である。以上二つの事項をみると、「若宮八幡御帳」には断片的な記録が盛り込まれていると言つてよいであろう。

次は、「八坂下庄若宮殿宮帳條々」とあり、ここからは比較的まとまった記録である。はじめの事書は、「生地家系図」にもほぼ同じ記載が見られるが、それ以外は「十月二十五日放生会之次第」とあり、十月二十五日の放生会に至る役の負担についての詳細な内容が書かれており、その最後に「一、応安六年癸丑十月吉日」の年紀と四郎丸、清松・恵弘、平松名主、預所左衛門尉久景、生地入道沙弥正忠等の署名がある。さらに、この署判の後に十月二十六日の本宮殿の祭礼についての一条が加えられ終わっている。その最後に次の古の記述がある。

一、右當社往古之宮帳餘候之条、令書写之訖、聊相替間敷候、若宮殿亀鏡之帳如件、天正九年辛巳十月廿一日書写之
この記述によれば、天正九年（一五八一）に往古の宮帳が古くなつたので、書写したとある。ここでいう宮帳とは「八坂下庄若宮殿宮帳條々」のことをさしているのだろう。「若宮八幡御帳」を書写した沙弥神鏡は、往古の宮帳に少しの書き替えもしていらないといつている。

宮帳については「生地家系図」の諸宴（神鏡）の項に次のようにある（『大分県史料』10）。

八坂下庄若宮殿神主職事、任京都御下知之旨、年中十二ケ度之内三ケ度大祭、爲宮帳守無陵夷之儀、可令執行、別而者田所職之事、任代々亀鏡之帳、可致奉公者也、殊者朝日寺薬師堂之事、既嘉曆三年先祖正忠明鏡雖建立候、木付十四代目左近大夫親諸弘治二年五月四日没落付而、八坂庄彼寺焼払再建立、永禄五年壬戌彼堂建立、本願加賀守諸宴讓状別紙在之矣、元龜三年申神鏡（花押）七十一

ついでに裏書も見ると

彼系団任実正書替候之事者、木付始而第十四代目左近大夫親諸被引縁類、弘治二年五月四日俄依御没落、文書悉水ニ蘊紛失仕候條、正文之旨令書写訖、八幡大神茂御照覽、往古之證文一字曲節不可有之候矣、元龜三年壬申三月廿三日記之、神鏡（花押）

この系図によれば、若宮で行なわれてきた年中十二ヶ度の行事のうち、三ヶ度の大祭を宮帳の通りを衰退させないように、執り行なうようにしなさいといつてある。「生地家系図」でいう宮帳は祭礼の規定をした記録であるといえる。このような事実から宮帳の内容は「八坂下庄若宮殿宮帳條々」をさすと考へてよいであろう。

また、同系図で二十三代忠安の項で「在京都御下知、当社若宮殿宮帳、木付殿代々御判」が忠吉に譲られたとあり、宮帳はここで若宮殿宮帳と呼ばれていることが判明する。これで両者が同一のものであることは確実であろう。注目したいのは、若宮殿宮帳が、京都御下知（おそらくは領家の発給文書）や現存しない木付殿代々御判と同等に扱われる重要な文書であったということである。これらの記録は、生地家が代々神主職を務めてきた若宮八幡の由緒を示す重要な記録であり、それは、神主職を世襲していた生地家の歴史そのものといつてもよいだろう。

それ故、神主職にある生地氏にとって祭礼の衰退は自家の衰退をも意味する重要な問題であったと考えられる。「若宮八幡御帳」は、決して過去の歴史の記憶といったものにとどまらず、当時の八坂下莊の中では、現在的な意図を持つて製作されたといえるだろう。弘治二年の木付氏の没落の際には、若宮の祭礼関係の文書の水損や朝日寺の焼失という事態があり、これらの再建の中心にあつたのが神鏡であった。この「若宮八幡御帳」の作成はそのような再建の最終段階の作業であった。

このように考えると、神鏡の「聊相替間敷候」という言葉は単純には信頼できない側面もあるが、新しいものを書き換えたような形をとらず、宮の祭礼に関する断片的な記録をもとのままにまとめ上げた記載から、虚構とは考えられない。その証拠にあつた文書そのまま記載したようなところが見られる。例えば、江戸時代の若宮の祭礼記録によれば、放生会は八月十五日の祭礼であり、十月二十五日は行幸会であるから、「放生会之次第」は「行幸会之次第」の誤記と考えられる。このような重大な誤りをなぜ訂正していないのであろうか。それこそこの書写の信憑性を裏付けていると考えられるのである。

「八坂下庄若宮殿宮帳」の成立と生地家

神鏡は、菩提寺朝日寺建立の先祖として正忠、明鏡の名を挙げているが、二人は「生地家系図」に、十七代神主顕氏の法名正忠、十八代神主顕基の法名明鏡とそれぞれ見える(『大分県史料』⁽¹⁰⁾)。兩人とも「顕」を通字としているが、これは領家の顕家や顕親の一字を与えられたものと考えられ、かれらが領家に密接な関係をもつた莊官であつたことを窺わせる。

正忠は「八坂下庄若宮殿宮帳」の最後に署名した生地入道沙弥正忠と同一であることは間違いないだろう。正忠は、「八坂下庄若宮殿宮帳」によれば、康永三年の若宮の神宮寺護保寺の造営にも関わっており、「大宮司・神主・田所」と記載されている。さらには、先述の最後の領家発給の文書にも次のように見える(『八坂史料』七五)。

(花押)

豊後國八坂下庄薬師丸名内生地朝日寺敷地事

四至(略)

右敷地者、故領家御時、任正忠契状、可造立堂社之由、念佛者明教望申之間、嘉曆三年七月十六日、雖被成御下知、其後明教依令辭退、名主令建立彼寺云々、早定器用之住侶、且可被致御祈禱之由、依仰下知、如件、

〔仁王九十七代後光嚴院〕文和二年癸巳十月十六日

正忠は田所職につく薬師丸名内に名主として朝日寺の建立を計画し、嘉曆のころ念佛者明教がこれを実施する予定であったが、辞退したため、みずから寺を建立したという。嘉曆年間の建立計画はおそらく、その時期から推測して若宮の中村から木田村への遷座と関係があるとみられる。

宮帳には「宮中神社宛て定めるところは、嘉曆元年十月廿日にこれを定む」(原漢文)とあつたり、「番長と延道と屋敷相論そうろう間、所役は不分明、康永三年十月廿四日、神前において鬪(くじ)を取られるところ、番長の所役たるべし」(原漢文)

とあるように、応安六年(一三七三)に一気に作成されたのではなく、嘉暦の遷座から進められた祭礼の整備の最終段階であつた。

正忠の建立活動や宮帳の作成はすべて、鎌倉末から続く、若宮の遷座の動きの中で行われたと考えられる。正忠から次の明鏡の代はこのような新しい若宮の体制の整備の時期であり、それは表向きは領家の主導で行われたようになっているが、その実態は先にも述べたように、木付氏が着実に領主権力を握り始めていた。応安六年(一三七三)十月吉日の年紀をもつこの若宮殿宮帳は「八坂下庄若宮殿宮帳条々」とあり、若宮が八坂荘全体の鎮守から下莊の鎮守へ姿を変えるための体制づくりのために作成されたと考えられる。

この宮帳作成の翌々年応安八年(一三七五)には、木付広輔の外題に判をすえる様式の文書が登場してきており、これは領家職の譲与の結果作り出された形式と考えられ、木付氏は荘園体制を破壊して領主権力を発展させるのではなく、それを組み込みながら下莊全体への支配権を正当化した。その結果としてこの文書は名主・百姓らを若宮に結集させる中で、木付氏の下莊の支配を強固なものとする働きをもつたと考えられる。先にも論じたように、宮帳には本来年中十二ヶ度の行事のうち、三ヶ度を中心記載がなされ、以後、室町・戦国と若宮祭礼や八坂下莊の支配の文書として重要な役割を果たしてきた。

それでは、生地加賀入道神鏡はいかなる理由から「若宮八幡御帳」を書写したのであろうか。戦国時代の若宮をめぐる情況を分析してみよう。若宮八幡の棟札には、中世のものに限つていえば、長禄二年(一四五八)から天正十六年(一五八九)までの約百三十年間で合計十二枚が残されており、当時の神官や祭祀を支える体制を垣間見ることができる。大檀那には一貫して木付氏の嫡流の名前が見え、八坂下莊鎮守である若宮八幡の造営が、領主木付氏の支配のもとに執り行われていたことがわかる。また、大永二年(一五二二)以降は、大檀那、院主、造営奉行、惣檢校、祝主(師)、神主(司)、鍛冶、太工など毎回ほとんどが記されており、造営を担つた人々がわかる。

永禄四年の棟札には、それまで紀兼貞の子孫である木田(市丸)氏が就任してきた大宮司職に生地諸宴の兄弟か子息である紀

宴榮(生地忠吉の子息)の名前が見える。紀宴榮の大宮司就任は「紀田家系図写」によれば、弘治二年(一五五六)のこと、大宮司木田実助が弘治二年の豊前城井攻めで戦死し、嗣子がなく、宴榮を養子として木田(市丸)氏を継がせた。

同じ弘治二年(一五五六)には、領主である木付親諸が何らかの事情(小原鑑元の乱と考えられる)により一時没落し、その際、生地氏の菩提寺朝日寺が焼失し、生地家に伝わった文書は水に浸され失われたとしている。この木付親諸の没落は寺院が焼失し、文書が失われるといった事態なので、何らかの軍事行動があつたと推測される。

いずれにしても、弘治二年には、市丸(木田)大宮司の断絶と木付家の異変という事態が重なり、若宮は新しい体制の構築に迫られていた。生地家はそのような中で、大宮司職と神主職を独占する立場に立つたのである。神鏡は生地家を総帥する立場にあり、若宮神官団の実質的トップの位置に立つていたのである。

神鏡は、永禄五年(一五六二)に、焼失した生地氏の朝日寺の再建立を行ない、若宮の造営にも中心的に関わった。また、元龜三(一五七二)年には紛失した文書を曲節なく書写して後世に伝えようとしている(おそらくは「生地家系図」を指すのだろう)。天正九年(一五八一)の「若宮八幡御帳」の書写も、このような意図のもとに行なわれたのではないだろうか。当社務の中核にいた生地加賀入道神鏡は、若宮の造営や朝日寺の再建を行う中で、下荘の若宮の祭礼体制と朝日寺の建立に関与した先祖正忠とその子息明鏡を強く意識し、わずかに残った宮帳の断片を書写し、下荘の祭礼体制の再建を図つたのである。これが江戸時代の若宮の祭礼体制の基礎となつたのである。

杵築藩の段階になつても、若宮の祭礼は中世の賦課体制を基礎においていた。若宮の祭礼座本として以下のような二二名が上げられている(「若宮社由緒抜粹」)。これは「若宮八幡御帳」に載せられた名とほとんど一致するものである。

生地村 神主	木田村 大宮司	下司村 懿検校	宗近村 祝詞	中村 番長	中村 執行	神人頭 守末	神人頭五田村 清松
中村 船津	菊本 石党	菊本 是久	中村 西ノ屋敷	中村 龍党	中村 末森	宗近村 定末	中村 恒党
生地村 諸仕	下原村 国貞	生地村 小迫	五田村 四郎丸	宗近村 六郎丸			

右、十八名主相続跡四名氏断絶余人為名代執行之云々
さらに、杵築の若宮では、天保十年から明治五年まで祭礼扣帳（若宮宮司紀田家所蔵）にも次のような名（みょう）による祭礼の賦課体制が維持されていた。

〔「若宮八幡宮祭礼扣帳」に見える名（みょう）の名〕（括弧内は扣帳に記された所在地）

六郎丸（宗近） 惣檢校（菊本・下司） 上長久名（生地） 清松（五田） 諸仕・所仕（生地） 国貞・国定（下原） 四郎丸（五田）
船津（中村） 石党（菊本） 定末・貞末（下ノハタケ・生地） 番長（中村） 大宮司 神主（生地） 祝詞（中野） 是久（菊本・
下司） 小迫名（生地） 守末名 仕行名・執行名（中村） 常堂（中村）

その意味で近代はじめまでつながって来た若宮祭礼体制の原点にある宮帳の載せられたこの史料の価値は図りしれない。また、このような中世的な祭礼の体制を近代初頭まで維持したことは歴史的にも稀である。

三、史料中みえる名や寺院について

ここでは、「若宮八幡御帳」に見える名や寺院について現地調査を行い、その場所を復原し、若干の考察を加えることにしたい。調査の基礎資料としては、『杵築市誌』を参考した。

「若宮八幡御帳」に見える名の比定

八幡御帳には、若宮の祭礼の役を勤める名（みょう）が列記されている。ここでは、その名の屋敷や耕地を残存の地名や屋号から推定してみたいことにしたい。これまで、「秋吉文書」や「生地文書」などによって、八坂下庄の名はその一部が知られていたが、この比定によって下庄の全域や名の分布が掌握できるようになる。

〔薬師丸〕

宮帳では、薬師丸名の内荒木一町の得分をもつて社檻の修理田に充てるとある。

「生地文書」では、「薬師丸伊久生地山野内」（八坂二三）、「八坂下庄薬師丸内 生地朝日寺敷地」などとあり、現在の南杵築朝日寺のある生地にあつた名である。朝日寺の隣接地には、若宮神主を勤めた生地家の屋敷があり、生地家の所持する名が薬師丸名であることは間違いない。その水田は、生地の台地の下の低地にあつたようである。

〔清松〕

『八坂史料』では、木付莊中津村検地帳に「きよまつ」という地名があるだけで名（みょう）の名前として確認できない。江戸末から明治初年の若宮の祭礼の負担者を記載した「若宮八幡宮祭礼扣帳」では、「五田 清松」「五田 清松勘右衛門勤」「五田 清松勘右衛門勤」「五田 清松名」「五田村 清松名 嘉助方 相勤」などと見える。また、江戸時代の祭礼を記した「若宮社由緒抜萃」には、「神人頭五田村 清松」とある。江戸時代の史料であるが、清松名が現在杵築市大字鳴川の字五田のうちにあつたことが確認される。現在も清松は五田の大鳥幸博氏宅の屋号として残っている。なお、応安六年の宮帳の署名の中に清松・恒弘の名主唯阿の名前がある。

〔釘丸〕

比定未詳。「生地家系図」の中に「釘丸兵衛尉母」とある。釘丸名の名主であろう。

〔次郎丸〕

杵築市大字宮司のうちの字次郎丸がある。嘉曆元年に中村より若宮を移座した先が木田次郎丸名のうちの鷹山（愛宕山）であり、現在の若宮の場所が次郎丸名のうちであつた。次郎丸名は木田村のうちにあつた。

〔四郎丸〕

江戸末から明治初年に作成された「若宮八幡宮祭礼扣帳」には、「五田四郎丸 相勤五田作右衛門勤」「五田四郎丸光蔵」

「五田 四郎丸名」 「五田 四郎丸 光藏」 「四郎丸名 五田村 光藏勤」などと見える。また、「若宮社由緒抜萃」にも若宮の祭礼の座本として「五田村 四郎丸」とある。近代初まで、若宮の祭礼役を勤める座本として四郎丸名は存続した。現在、杵築市大字鴨川の字五田のうちの河野藤男氏宅(一四三七番地)と河野勲氏宅(一四五一番地)の間の水田を「シロマル」という。なお、四郎丸名の名主と考えられる四郎丸入道明蓮は沙汰人として預所代木節任阿弥と田所正忠とともに若宮神宮寺護保寺の造営に関わった。また、応安六年に作成された宮帳の署名者の中に「四郎丸名主花阿」がおり、下庄の有力名主であつた。

〔紀四郎〕

弘安十年(一二七三)十二月十八日の関東下知状案では、松浦石志四郎壹に筑前国益丸の替地として充て行なわれた所領に「八坂下庄木村内四箇名得一・鴨河・木苔・糺四郎」が見えるが、この「糺四郎」は「紀四郎」の誤記もしくは誤説と思われる。また、木村は木付の誤記と推測される。得一は鴨川山迫の徳一姓として残り、鴨川は大字鴨河の地名として残る。また、紀四郎名は、守末・徳一・法師丸・乙王・四郎丸・六郎丸・土屋根などとともに木田村か木付村に属したことは宮帳の記載からもわかる。現在までの調査では、地名・姓・屋号などは確認されない。なお、「都甲文書中」にある南北朝時代の大友氏時感状や木付頼直感状に見える「紀四郎城」は八坂下荘の紀四郎名内に存在した城という可能性がある。

〔石童〕

杵築市大字南杵築に石堂姓がある。江戸末から明治初年の「若宮八幡宮祭礼扣帳」に菊本の石堂の名前がある。また、「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「菊本石党」という記載があり、菊本の石堂家は石童名の後身とみられる。

〔末正〕

「浜 末正」とも、「安住寺 末正」ともあり、浜部にあつた名と思われ、その場所は安住寺の付近にあつたとみられる。安住寺は木付氏初代の親重によって創建された寺で、大友滅亡の際に、島津軍のため焼かれ、江戸時代に杵築の寺町に移さ

れる。元は据場の茶屋跡付近にあり、この付近いわゆる近松寺渡から浜田社のある須賀までが寺領として安庄村と呼ばれた。現在末正の名は確認できないが、安庄村のうちにあつた名(みょう)と思われる。

〔歳田〕

熊野の年田地区に比定できる。歳田の地名は鎮守である歳神に由来する。歳田は歳田村とも見え、南北朝時代、大友氏の一族戸次氏の所領であつた。

〔太郎丸〕

「浜 太郎丸」とあり、浜のうちあつたとみられるが、安庄村の浜の注記はなく、別の浜にあつた名(みょう)と推定される。遺称地不明。

〔八代(末弘・行弘)〕

日出藩の作成した『図跡考』その三に「八代村は古来年田村の内と云」ある。江戸時代には、すでに真那井村に属し、現在日出町八代は真那井に属するが、中世は八坂荘の年田村に属したと言い伝えられており、宮帳で八坂下荘のうちの八代であつたことはまちがいない。本村にあつた末弘・行弘という名(みょう)については『図跡考』に八代の堂蘭の記載の中に、「末広」の地名があるが、行弘は不明。

〔国貞〕

文和二年(一三五三)十月十六日の八坂荘領家下知状に生地朝日寺の敷地の四至に「東限国貞秋吉塙」とあり(『八坂史料』七五)、国貞名は朝日寺の東に接する。江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「下原村 国貞」とある。江戸末から明治初年の若宮の祭礼の負担者を記載した「若宮八幡宮祭礼扣帳」に「下原国貞相勤下原庄蔵」「国貞 下原庄蔵」「国定下原庄蔵」「下原 国定名」とある。下原は生地の東にあり、国貞名は下原にあつたとみてよいだろう。

〔成宗〕

「浜 成宗」とも、「安住寺 成宗」ともある。「浜百姓」の一名として見え、浜部にあつた名と思われる。その場所は「安住寺」の記載から安住寺のあつた浜付近にあつたとみられる。安住寺は木付氏初代の重直によつて創建された寺で、大友滅亡の際に、島津軍のため焼かれ、江戸時代に杵築の寺町に移される。元は据場の茶屋跡付近にあり、この付近のいわゆる近松寺渡から浜田社のある須賀までが寺領として安庄村と呼ばれた。現在末正の名は確認できないが、この安庄村のうちにあつた名(みょう)と思われる。

〔貞末〕

文和二年(一三五三)十月十六日の八坂莊領家下知状に生地朝日寺の敷地の四至に「北限丹法師貞末堺」とあり(八坂史料五)、薬師丸朝日寺の敷地の北に接す。「若宮社田緒抜萃」に江戸時代の若宮の祭礼の座本として「宗近村 貞末」の名前がみえる。また、「若宮八幡宮祭礼扣帳」には「定末名下ノハタケ」「定末下ノハタケ」「生地 定末名」「下ノ畠戸 貞末名」とある。現在の杵築市南杵築字定末の定末光雄宅は広い屋敷区画をもち、中世の名屋敷を窺わせる風情をもつ。

〔秋吉〕

この名の名主であつた秋吉氏には、中世の文書群「秋吉文書」が伝わる。秋吉名の当知行押領分坪付注文によれば、当知行分の田地が二町七段六十歩、畠地が一町二段あり、押領分が九町以上あつた。秋吉名は本来十町を越える大規模名であり、その屋敷も中村や木付などに散在しており、竹中(戸次)氏に押領された土地は南部の歳田にあり、下庄内に水田・畠地が散在していた。また、薬丸名・延道名・守末名なども秋吉一族の名であった。秋吉氏は八坂庄地頭の八坂氏と同族であつたが、木付氏や戸次氏の勢力に押され、一名主となつた。宮帳にある秋吉名は「ムクノ木畠」と注記があるが、これは秋吉名当知行押領分坪付注文の畠の中にある「むくの木畠」を指すと思われる。秋吉名はこの段階で多くの散在の田畠を失つており、このような記載のされ方が行われたとも考えられる。「むくの木畠」の場所は不明であるが、朝日寺の東に国貞とともに秋

吉が接しており、これが「むくの木島」とも考えられる。

【平松(内ノ生桑)】

『小倉藩人畜改帳』に「内野生桑村」と見え、高七十二石余、家数四とある。内野生桑村は、生桑村の一部を構成するとみられるが、のち生桑村は日出領分と杵築領分と幕府領分に分けられ、明治八年（一八七五）に日出領分は八坂村のうち、杵築領分は本庄村のうち、幕府領は中村に属した。恐らく、内野生桑村は幕府領分に相当すると推定される。その場所は現在の生桑の対岸である出原の上に位置し、河南井堰の入口となる芦川と八坂川の間の中洲（地元で中島と呼ぶ）が内野生桑と推定される。中島地区には、現在ほとんど水田はなく、畑と林があるだけであるが、内ノ生桑には平松名があり、当時は、この中島に水を上げることができ、相当数の水田が存在したとも考えられる。

【片野浜】

「若宮八幡御帳」では、片野浜は「猪尾之下道ヨリ北ニ在」とあり、八坂川の河口部右岸、猪尾の北東部に接する大字片野が片野浜と見られる。

【藤丸(出原)】

八坂川の中下流右岸、対岸は八坂の友清・熊丸地区。江戸時代は杵築藩領（幕府領）出原村と日出藩領出原村からなる。日出藩領は台地の上、幕府領出原は川に面した低地と北向きの斜面が中村に含まれ、生桑村と呼ばれ、いわゆる内野生桑村を含む。厳密には、平松名（内ノ生桑）が存在した中島とそれに東に接する出原からなっており、この藤丸名のあつた出原は狭義の出原に接する。出原は出斗原・井手原と書き、ここに川南井手の入口があつたからと推定される。

【末守】

江戸末から明治初年の「若宮八幡宮祭礼扣帳」に「末守」の名前はないが、「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「中村末森」という記載があり、江戸時代の末守村、現在の杵築市中の字末守に当たる。

〔龍堂〕

江戸末から明治初年の「若宮八幡宮祭礼扣帳」に「龍堂」の名前はないが、「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「中村龍堂」という記載があり、中の末守に龍堂の地名があり、現在は中に龍堂姓の家がある。

〔船津〕

江戸末から明治初年の「若宮八幡宮祭礼扣帳」に「中村船津」「中村船津生の市」「中村 船津名」「船津名 末間木村市」などと見える。また、「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「中村 船津」という記載があり、中の通称に船津があり、現在、中に船津の名字もある。

〔西屋敷〕

幕末から明治の若宮の祭礼を負担した座本を記載した「若宮八幡宮祭礼扣帳」には、その名は見えない。しかし、江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」む祭礼の座本として「中村 西ノ屋敷」とあり、杵築市大字中のうちと比定される。確かに宮帳でも中村の名と思われるものの中に記載されている。

〔恒任〕

「若宮八幡宮祭礼扣帳」の「中村 常堂政右衛門」「中村 常堂名 右衛門方」「中村 常藏名」などとあり、中村にあつた名と推定される。「若宮社由緒抜粹」では、祭礼座本二十一名のうちに「中村 恒党」がある。杵築市大字中の字市には「つねと」の屋号がある。

〔守末〕

南杵築の守末地区(もと宮司)の名称に残る。「若宮八幡宮祭礼扣帳」の嘉永六年・七年の祭礼負担者として「守末名 加藤久兵衛」が見える。「若宮社由緒抜粹」では、祭礼座本二十一名のうちに「神人頭 守末」がある。

〔乙王〕

溝井の字乙王がその遺称地であり、この辺りに名の屋敷があつたと思われる。

〔重安〕

江戸時代の八坂村の支村に重安村がある。重安村は八坂熊丸地区にあつた集落。この地区には現在重安姓がある。この家はかつてその南の八坂川の川岸（JRの鉄橋の土手の西）に集落があつたが、水害のため現在の場所に移動したという。重安村の跡には墓が残るのみである。八坂地区は八坂本荘のうちにあつたと推定されるが、重安村の北側には旧河道の痕跡があり、この地区は川の中島のような場所にあつたと推定される。

〔是久〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「菊本 是久」とある。幕末から明治初年の若宮祭礼の祭礼負担を記した「若宮八幡宮祭礼扣帳」には「放生会是久菊本兼吉勤」「菊本下 是久」「是久 下司」などと見える。杵築市南杵築の菊本には是久姓がある。中世のは是久名の屋敷もこの付近と推定される。

〔六郎丸〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「宗近村 六郎丸」とある。幕末から明治初年の若宮祭礼の祭礼負担を記した「若宮八幡宮祭礼扣帳」には、「六郎丸」の名があり、その中に「宗近 六郎丸名」と書かれたものがある。杵築市大字南杵築の通称に六郎丸があり、この場所が屋敷の場所であつたと推定される。

〔法師丸〕

比定地未詳。「生地家系図」によれば、生地顕氏（正忠）の所領の中に「法師丸半名田畠荒野等」が見え、その後同顕基（明鏡）と同泰永（宝金）の所領に引き継がれる。生地家の所持した名田のひとつ。

〔給之浜〕

「安住寺 紿之浜」とあり、安住寺の給分として与えられた浜という意味であろうか。宮帳では末正・太郎丸・成宗・土屋

根などとともに「浜百姓」に入れられる。木付氏の寺である安住寺の寺領安住寺村の中についたと推定される。浜の字は須賀の浜田社の東にあるが、近松寺渡からこの付近のあたりと推定される。

〔土屋根〕

南杵築に屋根ノ坪という字があるが、土屋根については、比定地未詳。浜百姓のひとつであるが、安庄村の記載はないので、浜田社付近ではなく、高山川の河口の浜である可能性もある。

〔徳二〕

徳一は鴨川山迫の徳一姓として残り、徳一家の前の水田を徳一前という。徳一家の裏山が木付氏の初代親重の城といわれる竹ノ尾城である。弘安十年十二月十八日の関東下知状案では、松浦石志四郎壹に筑前国益丸の替地として充て行なわれた所領に「八坂下庄木村内四箇名得一・鴨河・木苔・糺四郎」が見えるが(石志文書)、この得一名と同一であろう。

〔薬丸〕

宮帳では十月二十五日の放生会(行幸会カ)の夜殿夜に神前前庭で行われる神楽を勤める中に預所・大宮司・神主・下司ともに薬丸の名前が見える。八坂荘史料によれば、南北朝時代の康永三年以降、「秋吉文書」を中心に見える秋吉忠氏の知行する名として「中村内薬丸」とあり、その坪付には、志乃緑・羽根・石田・萩原など 現在も大字中付近で確認できる地名がある。

※以下は、名の名ではなく職掌名が登場していくが、これらも江戸時代から近代の若宮の祭礼史料にみえる。

〔番長〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「中村 番長」が見え、「若宮八幡宮祭礼扣帳」

では、「中村番長政治全助」とある。中村に屋敷があつたと推定される。

〔執行〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「中村 執行」が見え、「若宮八幡宮祭礼扣帳」では、「中村 仕行名」「中村 執行名廉歳方」とある。屋号などは残っていないが、大字中に屋敷があつたと推測される。若宮の執行については嘉暦元年の八坂下莊領家下文にも見える(『八坂史料』)。

〔惣檢校〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「下司村 惣檢校」が見え、「若宮八幡宮祭礼扣帳」では、「菊本 惣檢校」「菊本 惣檢校名」「惣檢校諸富右門」とある。菊本は下司村の枝村であるので、下司も菊本と同一の場所を示していると思われる。菊本には諸富の姓がある。

〔所司〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「生地村 諸仕」と見える。「若宮八幡宮祭礼扣帳」では、「生地 諸仕名」と見える。

〔祝詞〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「宗近村 祝詞」が見え、「若宮八幡宮祭礼扣帳」では、「宗近 祝詞主」「宗近村 祝詞主」などとある。宗近に屋敷があつたとみられる。

〔下司〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」にも「若宮八幡宮祭礼扣帳」にも見えない。杵築市の大字下司がある。

〔神主〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本の筆頭として「生地村 神主」が見える。「若宮八幡

「宮祭礼扣帳」では、「生地 神主」と見える。

〔大宮司〕

江戸時代の若宮の祭礼負担を記した「若宮社由緒抜萃」に祭礼の座本として「木田村 大宮司」が見える。「若宮八幡宮祭礼扣帳」では、「大宮司 市丸 主水」「大宮司 市丸 土佐」などと見える。

〔専当〕

専当は「専當」「はま専道」などと見える。各村の専当と下荘全体の専当の存在が推測できる。江戸時代の下司村の庄屋として専当氏が確認されるが、八坂下荘の専当に関係すると思われる。

※寺名は八ヶ寺みえるが、安住寺以外の七ヶ寺は、宮帳では空也上人開山の寺とする。

〔安住寺〕

木付親重が開いた安住寺(杵築町)は木付氏代々の菩提寺である。臨済宗の寺で文和二年(一三五三)铸造の梵鐘がある。杵築城下の編成によって現在寺町の一角にある。しかし、安住寺位置は、やや移動しているが、大きくは変わっていないと考えられる。

〔保昌寺〕

文化二年(一八〇五)の寺社法拾録には、不生山保昌寺は護法寺末と見える(杵築市誌)。

明治の廢仏毀釈によって、若宮の神宮寺護保寺がこの寺の場所に移され、現在寺名は失われた。宮帳では木付寺と呼ばれている。

〔長福寺〕

迫の長福寺跡、轟地蔵の十王像(南北朝期)はここから移された。寺跡と思われる場所が二箇所あるが、場所は確定できない。迫のお堂には、中世の石造物や木彫のかなり古い仏像があるが、破損が激しい。

〔見上寺〕

熊野の字見常寺にあつたが、現在は寺の礎石跡しか残っていない。五輪塔などの石造物がある。

〔石田寺〕

大字中の末守の石田寺跡(テラと呼ばれている)があるが、若干の五輪塔が付近に残るだけである。

〔願成寺〕

願成寺は現在の片野にも願成寺がある。しかし、注記に「赤松寺ト云」とあることから現在の赤松山願成就寺の可能性が高い。赤松山願成就寺は空也の開山の寺といわれており、赤松山願成就寺のことであろう。赤松の願成就寺は現在日出町分に入っているが、この史料によれば、八坂庄内であつたということになる。

〔最勝寺〕

南杵築の宗近小学校の近くに最勝寺という地名があり、明治末まで寺があり、住職もいたというが、現在は民家となり、中世の石造物が若干残るだけである。平安仏が安置されていたが、現在は杵築城に移されている。

〔岩津尾寺〕

密伝寺の前身は向いの丘陵の古寺にあつた永慶寺であつたという。密伝寺は正徳三年(一七一三)の創建というが、すでに「若宮八幡御帳」では、「今は密伝寺と云う」という注記があり、「今」を天正九年とすれば、戦国末には密伝寺の名前が見え、永慶寺ではなく岩津尾寺がその前身であつたということになる。

史料から見えてくるもの

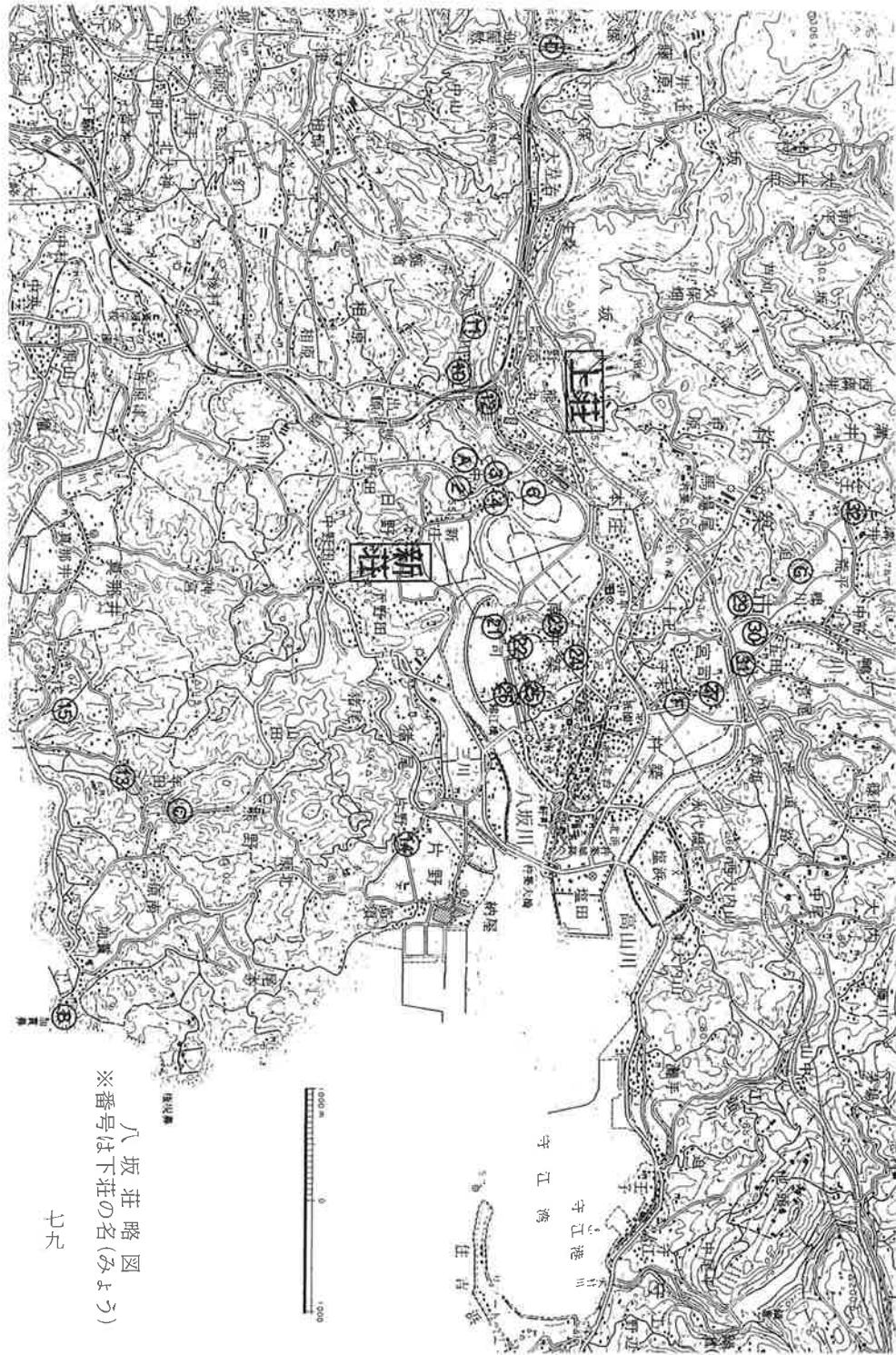
「若宮八幡御帳」では、役を負担しているのは八坂下莊の庄官、若宮八幡の神職、庄内の名、村、寺などさまざまあり、一様ではなく、特に名と村についても複雑な様相を示している。

まず、応安六年（一三七三）に成立した「八坂下莊若宮殿宮帳条々」を中心に見て行こう。これまで、八坂下莊の範囲を確定する全体的な史料は存在しなかった。そこで、名の遺称地や寺院の確定によって、一四世紀後半の八坂下莊の領域を検討してみよう。

左の表・地図のように、下莊は高山川の流域の鴨川地区とその奥の溝井、さらに高山川と八坂川に挟まれた台地の上の宮司・南杵築地区、八坂川南岸の中地区と相原地区の一部、八坂川の中洲であったと考えられる平松・重安、八坂川の河口部右岸の片野、その奥の歳田を中心とする熊野地区、現在は日出町分となっている八代を含む。さらに、願成寺（赤松寺）が日出町の願成就寺にあるとすれば、日出町の赤松を含む一帯が八坂下莊の範囲と推定される。なお、宇都宮文書で知られる大片平も下莊に含まれていたと考えられる。

〔下莊の名・寺院の分布〕

杵築市中・相原地区	①執行・②末守・③龍童・④船津・⑤西屋敷・⑥恒任・⑦番長・⑧薬丸・⑨秋吉・⑩出原・⑪平松、Ⓐ石田寺
杵築市八坂地区	⑫重安
杵築市熊野地区	⑬歳田、Ⓑ見上寺・Ⓒ岩津尾寺
杵築市片野	⑭片野浜
日出町・真那井地区	⑮八代
日出町・赤松	Ⓓ願成就寺
杵築市南杵築地区	⑯惣檢校、⑰下司・⑱成宗・⑲末正・⑳給之浜・㉑薬師丸・㉒國貞・㉓貞末・㉔六郎丸・㉕石童・㉖是久、⑨秋吉、Ⓔ最勝寺
杵築市宮司地区	㉗次郎丸・㉘大宮司、Ⓕ保昌寺
杵築市鴨川地区	㉙徳一・㉚四郎丸・㉛清松、Ⓖ長福寺
杵築市溝井地区	㉜乙王



八坂庄略図
※番号は下莊の名(みよ)

ところで、中世の八坂下荘は名を基本とするが、集落としての村と呼ばれるものも存在した。「若宮八幡御帳」に見える村は、中村、木田村、木付村、下村、歳田村などがある。その他に浜、安住寺などの地域称がある。

「八坂下庄若宮殿官帳条々」で神主の棧敷を負担する村として木田村と木付村があげられ、その村の名として守末、徳一、法師丸、紀四郎、乙王、四郎丸、六郎丸、土屋根の八人の所役としている。木田村と木付村の範囲は不明なところもあるが、徳一、紀四郎は「石志文書」では木付村に所属しており、同文書には鴨川名（「若宮八幡御帳」には見えない）も木付村に属していたことが記されている。鴨川には、木付氏が開いた時宗寺院迎称寺があり、生桑寺大般若経の奥書き（貞和三年分）には「豊州八坂下庄木付迎称寺」と見える。また、山迫にある長福寺は木付薬師寺といわれ、保昌寺（現在の護法寺の場所）は木付寺と呼ばれていた。

このことから、現在の大字鴨川地区が木田村に入っていたことはまちがいない。さらに、鴨川五田にあったと思われる四郎丸名も木付村であろう。それに、宮司の一部、さらに溝井の乙王辺りを含むものとの推定される。ただし、保昌寺の付近は木田次郎丸名に含まれていたと思われ、木田分であつたかも知れない。なお、鴨川と高山川が合流する付近にはモーアライという地名があり、ここに若宮の市があつたといわれるが、八坂下荘の史料に見える「木付市」は木付村の河原であるモーアライ場所にあつたとみてまちがいない。

次に、木田村は、江戸時代、現在の宮司と守末の間にあつた。若宮のある場所は、先に述べたように木田次郎丸の内にあり、また、徳一、紀四郎、乙王、四郎丸が木付村とすれば、守末や六郎丸が木田村ということになる。宮司から守末、六郎丸のある宗中区付近に木田村はあつたと思われる。

木田村は現在の市街地の中心部の後背地にあり、若宮のある付近の台地にあつたと推定される。それに対して木付村は高山川と鴨川が合流する辺りを中心とした村とみられるが、名自体が耕地が散在していることから、村に完結した存在ではないため、曖昧な記載がなされたとも思われる。

次に中村であるが、現在の若宮に移る以前の若宮の所在地であり、執行・末守・龍童・船津・西屋敷・恒任・番長・薬丸・秋吉・出原・平松などの名の多くの屋敷が存在したと思われる。また、康永三年七月六日の八坂下莊中村内伴忠氏知行坪付注文案には、薬丸名の畠地分のうちに「堀内本政所」「堂園 同政所ソイ南依」とあり、莊園支配の拠点であった政所が所在したと推定される。

下村については、見上寺という寺があつたことしかわからない。現在の大字熊野地区の加賀にある見常寺跡が見上寺と思われるので、この辺りを下村と呼んだのであろう。歳田は熊野地区でもっとも水田が多い地区である。名と同じ扱いを受けると同時に村とも記載され、歳田川の河口部の八代地区（日出町）と一体に扱われていた。ここには、岩津尾寺、現在の密伝寺がある。密伝寺の前身は向いの丘陵の古寺にあつた永慶寺であつたという。密伝寺は正徳三年（一七一三）の創建というが、すでに「若宮八幡御帳」では、密伝寺の名前が見え、永慶寺ではなく岩津尾寺という寺名が見える。

浜も浜百姓という言い方があり、村ではないがひとつのまとまりをもつてゐる。江戸時代の若宮の祭礼で重要な役割を演じる下司村の浜の八人はこの浜百姓の流れを受けるものであろう。浜は安住寺村の成宗、末正、給之浜と安住寺村以外にの浜百姓である土屋根と太郎丸があつた。

さて、最後に、寺院についてみると、保昌寺・長福寺・見上寺・石田寺・願成寺・最勝寺・岩津尾寺の七箇寺は、延喜のころに空也上人の発願で下莊の中に建立された寺院と書かれている。江戸時代の学者として知られる奥津陶齋の作である保昌寺鐘銘には、「寺は空也上人の開基いわゆる速見郡八坂下莊七力寺是れなり。初名を木付寺と云のち今の号に改む」とある。

『杵築市誌』では他の六ヶ寺は不明とするが、「若宮八幡御帳」に見える長福寺・見上寺・石田寺・願成寺・最勝寺・岩津尾寺が残りの六力寺に相当すると考えられる。

空也開基の伝説は果たして本当であろうか。事実としては信用しがたいが、鎌倉末から八坂下莊一帯が念仏者の活動拠点であつたことに注目する必要がある。応安六年の「八坂下莊若宮殿宮帳条々」を注進した莊官の中にも四郎丸名主の「花阿」や

清松・恒弘名主の「唯阿」など「阿」号をもつものがいる。また、康永三年の若宮神宮寺護保寺の造営にかかわった人物にも「預所代賀阿弥陀仏」「木節任阿弥陀仏」の阿弥陀仏号をもつものがいる。

ところで、鴨川には、木付二代能重の開いた迎称寺(迎接寺)という時宗の寺があり、府内とともに豊後の時宗の拠点となっている。時宗集団も阿弥号を称するので、阿弥号だけでは時宗であるか単なる念佛衆であるかは決めがたいが、この地域には深く淨土信仰をもつ念佛系の集団の活動が展開していたことを示している。「若宮八幡御帳」の書写を行った神鏡自身も生地家系図を作成する中で、その裏書に「後見之子孫念佛一遍可願回向者也」という文言を書き記している。

以上、「若宮八幡御帳」と呼ばれる未紹介の史料の全貌を明らかにし、その史料的価値や大まかな内容について紹介を試みた。今後、この史料によつて新しい研究の展開を期待するとともに、別府大学中世史研究室で続けていく八坂川流域の莊園村落遺跡調査や大分県教育委員会や杵築市教育委員会による発掘などの調査を含めてさらなる検討を行いたい。

(別府大学)
(諏訪市教育委員会)